

公開買付説明書

2024年4月

いなよしキャピタルパートナーズ株式会社
(対象者：株式会社トゥエンティフォーセブン)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川二丁目3-12 シーフォートスクエアセンタービルディング 9階
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目6番17号名古屋ビルディング12階 NOVAホールディングス株式会社
【電話番号】	052-589-2130
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 石井 也寸真
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社 (東京都品川区東品川二丁目3-12シーフォートスクエアセンタービルディング9階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社トゥエンティフォーセブンをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	24
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	26
6 【株券等の取得に関する許可等】	28
7 【応募及び契約の解除の方法】	28
8 【買付け等に要する資金】	30
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	32
10 【決済の方法】	32
11 【その他買付け等の条件及び方法】	32
第2 【公開買付者の状況】	35
1 【会社の場合】	35
2 【会社以外の団体の場合】	40
3 【個人の場合】	40
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	41
1 【株券等の所有状況】	41
2 【株券等の取引状況】	42
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	42
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	42
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	43
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	43
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	43
第5 【対象者の状況】	44
1 【最近3年間の損益状況等】	44
2 【株価の状況】	44
3 【株主の状況】	44
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	45
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	46
6 【その他】	46
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	47

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社トゥエンティフォーセブン

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2015年5月8日に設立された公開買付者の代表取締役である稲吉正樹(以下「稲吉氏」といいます。)が議決権の100%を所有する持株会社です。今般、公開買付者は、2024年4月15日付の株主総会決議において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場している対象者の代表取締役社長であり対象者の主要株主兼筆頭株主である小島礼大氏(以下「応募予定株主」といいます。)が所有する対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者、及び公開買付者の連結子会社でありかつ稲吉氏が代表取締役社長を務めるNOVAホールディングス株式会社(公開買付者は当該会社の株式を62,418株(議決権割合にして約78.79%)所有しております。以下「NOVA社」といい、公開買付者とNOVA社を総称して「公開買付者ら」といいます。)は、対象者株式を所有しておりません。

本公開買付けに関連して、公開買付者は応募予定株主との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を2024年4月15日付で締結しており、応募予定株主は、本応募契約に基づき、その所有する対象者株式(3,843,500株、所有割合(注1):58.33%)のうち、3,690,200株(所有割合:56.00%) (以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募することに合意しています。本応募契約の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。さらに、公開買付者らは、対象者及び応募予定株主との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を2024年4月15日付で締結しております。本資本業務提携契約の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

(注1) (注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年4月15日に提出した第17期第1四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2024年2月29日現在の対象者の発行済株式総数(5,762,800株)に、対象者が2024年4月15日現在残存するものと報告を受けた新株予約権8,067個(以下「本新株予約権」といいます。(注2))の目的である対象者株式数の合計(826,800株)を加算した株式数(合計6,589,600株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(107株)を控除した株式数(6,589,493株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。)をいいます。以下同じです。

(注2) 本新株予約権8,067個の内訳は以下の表の通りです。その他、対象者が本書提出日時時点で発行している新株予約権はありません。

新株予約権の名称	2024年4月15日現在の個数(個)	新株予約権の目的である対象者株式数(株)	権利行使期間
第3回新株予約権	40	16,000	2018年12月20日から2026年12月19日まで
第4回新株予約権	21	8,400	2019年4月19日から2027年4月18日まで
第6回新株予約権	6	2,400	2020年6月21日から2028年6月20日まで
第11回新株予約権	4,000	400,000	2023年10月3日から2027年10月4日まで(注3)
第12回新株予約権	4,000	400,000	2023年10月3日から2027年10月4日まで(注3)

(注3) 対象者が2023年9月15日付けで公表した「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに新株予約権の買取契約(コミット・イシュー・プログラム)の締結に関するお知らせ」(以下「2023年9月15日付第三者割当による新株式等発行リリース」といいます。)によれば、EVO FUNDを割当先とする第三者割当増資において、第11回新株予約権及び第12回新株予約権(以下当該新株予約権を総称して「EVO FUND割当新株予約権」といい、EVO FUND割当新株予約権の割当先を「EVO FUND」といいます。)の権利行使開始時期は2023年10月3日と定められているものの、対象者とEVO FUNDとの間の新株予約権買取契約において、第11回新株予約権については2024年10月2日まで、第12回新株予約権については2025年10月2日まで、行使ができない設計となっているとのことですが、その後、対象者が2023年10月2日に公表した「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に係る払込完了に関するお知らせ」によれば、対象者とEVO FUNDとの間の新株予約権買取契約において、対象者は、EVO FUNDに対する行使開始日変更指示により、対象者の指定する数のEVO FUND新株予約権の全部又は一部につき、行使開始が可能となる日を変更(前倒し及び後倒しのいずれも可能)することができるとのことです。そして、対象者が2024年2月26日に公表した「上場維持基準への適合に向けた計画について」(以下「2024年2月26日付上場維持基準適合リリース」といいます。)によれば、対象者は、EVO FUND割当新株予約権の全部または一部の行使可能開始日について、第11回新株予約権は2024年10月3日、第12回新株予約権は2025年10月3日から前倒し指示を行う可能性があるとのことですが、2024年4月15日に対象者より、対象者はEVO FUNDに対して当該指示を行うことを検討しているものの、本公開買付けに係る公開買付期間中に当該指示を行う予定はない旨の報告を受けております。

本公開買付けにおいては、公開買付者らは、本公開買付けにより対象者株式を取得して持株会社である公開買付者が対象者を連結子会社化することを目的とし、公開買付者が対象者株式を取得及び管理することを企図しているところ、本公開買付け後はNOVA社がフランチャイズ事業に関する経営ノウハウを提供する主な主体となることから、NOVA社にも一定の対象者株式を所有させた上でNOVA社と対象者との間の資本的かつ業務的な提携を推し進めることが、対象者の企業価値を向上させる観点から望ましいと考えています。また、かかる所有割合の具体的水準については、公開買付者において、具体的にNOVA社に特定の議決権割合を基準として特定の株主権を取得させるという意図は無く、NOVA社が対象者と当該提携を推し進めるというコミットメントを対外的に示せる水準を念頭におき、一般的に明確な水準は存在しないと考えられるものの、会社の支配関係や株価形成に一定の影響を及ぼすものと思われる水準として、議決権の5%程度が妥当ではないかと考えました。

公開買付者は、これらの考えに基づき、公開買付者が対象者株式を3,360,700株(所有割合51.00%)、NOVA社が対象者株式を329,500株(所有割合5.00%)所有することを前提として、その合計である対象者株式3,690,200株(所有割合:56.00%)を取得すれば本公開買付けの目的を達成することができることから、3,690,200株(所有割合:56.00%)を買付予定数の下限に設定しております。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

そして、公開買付者は、上述の方針に基づいて対象者株式3,690,200株(所有割合:56.00%となります。)を応募予定株式とする方針です。なお、この結果、本公開買付け後には応募予定株主が所有する対象者株式(3,843,500株、所有割合:58.33%)のうち一部については手元に残るものの、公開買付者としては、本公開買付けに係る買付代金の総額は可能な限り抑えたいと考える中で、上述の通り対象者を連結子会社化すれば本公開買付けの目的を達成することができ、応募予定株主が引続き対象者株式を所有することについて特段デメリットは無いと考えたことから、応募予定株式は、応募予定株主が所有する対象者株式数より少ない数に設定しております。

また、公開買付者らは、買付予定数の上限につきましても、買付予定数の下限と同様に3,690,200株(所有割合:56.00%)と設定しております。本公開買付けは、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者ら及び対象者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。本公開買付け後は、買付予定数の下限に係る株式数を買付けた場合においても、対象者株式が下記(ii)で詳述する流通株式比率に係る上場廃止基準に抵触する恐れが生じますが、これは、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する上述の方針に反するものであることから、本公開買付け後の流通株式比率を可能な限り高い水準とするため、買付予定数の上限を買付予定数の下限よりも高い数値に設定する必要性は無いと判断したことから、買付予定数の下限と同様、所有割合が56.00%に相当する株式数を買付予定数の上限といたしました。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,690,200株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。買付予定数の上限(3,690,200株)を超えた応募があった場合、応募予定株主が応募した対象者株式の全てについて買付けられない可能性があります。

また、本公開買付けでは、応募予定株数となる3,690,200株(所有割合：56.00%)について、応募予定株主が既に所有する対象者株式(3,843,500株、所有割合：58.33%)からの一部の買付けをもって、応募予定株数の買付けが可能であることから、本新株予約権は、本公開買付けの買付け等をする株券等には該当しません。

なお、2024年2月26日付上場維持基準適合リリースによれば、対象者は、2023年11月30日時点において、東京証券取引所の定める東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち、(i)流通株式時価総額に係る閾値である金500百万円(同時点の対象者の時価総額は約438百万円です。)は既に適合しておらず、(ii)流通株式比率(注4)に係る閾値である25.00%以上に対しては、若干上回っている状況(同時点の対象者の流通株式比率は約27.5%です。)になっているとのことですが、公開買付者ら及び対象者は、対象者株式が本公開買付けの成立後においても引き続き東京証券取引所グロース市場に上場を維持することができるよう、本公開買付け後においても(i)の流通株式時価総額に係る上場維持基準を依然として満たしていない場合や、仮に、本公開買付けの結果、(ii)の対象者株式の流通株式比率が東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に抵触することとなる場合は、公開買付者ら、応募予定株主及び対象者は、対象者株式の当該市場における上場廃止を回避するための方策について誠実に協議・検討し、協力する旨を本資本業務提携契約にて合意しております(詳細は下記「(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無」をご参照ください。)

また、公開買付者らと応募予定株主との間で、応募予定株主が売却できなかった対象者株式に関して、公開買付者らが追加で取得することの予定やかかる合意はありません。但し、公開買付者らとしては、当該株式については、本公開買付け後も売却はせず所有を継続してほしい旨の意向を応募予定株主に伝えており、応募予定株主からは公開買付者らの意向通り、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨を確認しております。

(注4) 流通株式比率とは、流通株式の数を、自己株式を含む上場株式の数により除した値を指します。なお、流通株式とは、上場株式のうち、東京証券取引所が定める流通性の乏しい株式(上場株式数の10%以上を所有する者又は組合等、上場会社、上場会社の役員等(上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員を指します。))、並びに、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式を指します。)を除いた株式を指します。

対象者が2024年4月15日に公表した「いなよしキャピタルパートナーズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明、同社、小島礼大氏及びNOVAホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結、支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動、並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動の見込みに関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2024年4月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、(i)本公開買付け価格(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。)は、公開買付者らと応募予定株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付け価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者ら及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、並びに(iv)応募予定株主は本公開買付け後も引き続き対象者株式の所有を継続し対象者の代表取締役として対象者の業務執行に携わる方針であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本公開買付けの決済後、公開買付者は、上述の理由によりNOVA社にも一定の対象者株式を所有させることを予定しており、買付予定数3,690,200株(所有割合56.00%)のうち、対象者株式329,500株(所有割合:5.00%)を、NOVA社に対して、金融商品取引所市場外の相対取引により、本公開買付価格と同額にて譲渡を行うことを予定(注5)しております。なお、当該譲渡の時期につきましては、本公開買付け後速やかに実施する予定ですが、かかる具体的な日時は本書提出日現在決定しておりません。

(注5) 公開買付者のNOVA社に対する対象者株式の譲渡は、公開買付者がNOVA社の発行株式62,446株(議決権割合にして約78.98%)を取得したことにより、NOVA社が公開買付者の子会社になった時期が2016年2月26日であることから、当該取引に係る契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある者との間で行われるものであるため、法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになるため、当該取引に関して公開買付けを行う必要はないものと考えております。

なお、上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、本公開買付価格は、普通株式1株につき、金350円です。

本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、NOVA社から2024年3月12日付で金1,300,000千円を借入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。なお、NOVA社が公開買付者へ貸付けする資金は、NOVA社の自己資金により賄っております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2015年5月8日に設立された公開買付者の代表取締役である稲吉氏が議決権の100%を所有する持株会社であり、本資本業務提携契約の一部の当事者となるNOVA社の親会社です。

NOVA社は、1995年4月に稲吉氏が学習塾を運営する目的で有限会社がんばる学園として創業し、1996年3月に株式会社がんばる学園を設立(2000年9月に株式会社ジー・コミュニケーションに商号を変更)、2003年6月に組織変更に伴って株式会社ジー・エデュケーション(現NOVA社)を設立し、2005年6月に株式会社ジー・テイスト(当時の商号で株式会社平禄)の全株式を取得し、2007年11月に株式会社ノヴァから英会話教室の運営事業を譲り受けております。その後、稲吉氏は2009年10月に株式会社ジー・コミュニケーションの全株式を日本振興銀行株式会社の関係会社等へ売却しておりますが、2010年10月に稲吉氏が株式会社ジー・コミュニケーションの子会社で教育事業を展開する株式会社ジー・エデュケーションの全株式を日本振興銀行株式会社の関係会社から取得し、2013年9月に現社名であるNOVAホールディングス株式会社に商号を変更しております。その後も2018年12月に株式会社広島ドラゴンフライズの全株式を取得した上でスポーツ事業に参入し、2022年7月には株式会社GABAの全株式を取得しております。

公開買付者、公開買付者の連結子会社1社、NOVA社、NOVA社の連結子会社18社及び一般社団法人1団体(2024年2月29日現在)(以下「公開買付者グループ」といいます。)は、地域社会の発展と子どもたちの未来のために「共存共栄」の理念のもと、語学、教育、海外、スポーツを軸に、これからの未来を担う子どもたちや海外に挑戦する人、スポーツで夢に向かい頑張る若者たちを応援するグループです。それぞれの付加価値を高めることで、教育サービス業界で圧倒的NO.1を目指しています。英会話事業を主力事業として、全国で英会話「駅前留学NOVA」(全国299校)「NOVAバイリンガルKIDS」(全国590校)の直営及びFC本部事業の運営、「Gabaマンツーマン英会話」(全国37校)の運営を行っており、日本国内の英会話学校として、「NOVA」を運営しております。コンテンツ事業として、英語学習アプリ「NOVAリスニングサブリ」、「NOVAアプリ留学」、ネイティブ校閲者の英文添削を受けられる「英語ライティングコース」など、新しい媒体やデバイスに対応したコンテンツの企画・開発や、英会話に役立つ書籍をはじめ、「教育」分野に寄与できる書籍の発行を目指して、読者の方の視点で、真にためになる書籍コンテンツの開発を進めております。さらに学習塾事業として「ITTO個別指導学院」(全国1,013校)「みやび個別指導学院」(全国171校)、「すみれ個別指導学院」(全国2校)「がんばる学園」及び「TOPS」(全国31校)の5つの個別指導塾の直営運営及びFC本部事業の運営を行っています(上記件数は何れも2024年2月29日現在のものです。)

また、英語教育に力をいれた保育園として「NOVAインターナショナルスクール」(全国2校)「NOVAバイリンガル保育園」(全国3園)「じぶんみらい保育園」(全国14園)「プラスデイズ」(全国6校)「NOVAキッズクラブ」(全国4校)の運営、留学に関するカウンセリングやVISA取得に関するコンサルテーション、ホストファミリーの紹介、海外保険の手続きなどのサポートを行う「ラストリゾート」の運営、通訳・翻訳事業、法人を対象とした語学研修事業を行っております(上記件数は何れも2024年2月29日現在のものです。)

この他、バスケットボールのプロスポーツチームである「広島ドラゴンフライズ」やサッカースクールである「ドルトムント・サッカーアカデミー」の運営をしており、近年ではスポーツ事業にも力を入れております。

一方、対象者は、健康関連商品の販売等を行う目的で、株式会社ヘルスアップとして2007年12月に設立され、2012年10月よりパーソナルトレーニングジム事業として「24/7Workout」を開始し、2015年11月に株式会社トゥエンティーフォーセブンに商号を変更、2019年11月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、その後2022年4月4日の東京証券取引所における新市場区分へ移行後の本書提出日現在においては東京証券取引所グロース市場に上場しているとのことです。

対象者は、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」を企業理念として掲げ、ウェブマーケティングによって世の中のニーズを把握し、常に必要とされるサービス・商品を創出することを目的としているとのことです。企業理念の実現にむけて単一分野のみならず積極的にビジネス展開し、常に必要とされるというビジョンを込めて株式会社トゥエンティーフォーセブンという称号を用いているとのことであり、英語の「24 hours 7 days a week(いつも、常に)」という言葉に由来しているとのことです。

事業面においてはパーソナルトレーニング事業としてパーソナルトレーニングジム「24/7Workout」を全国展開しているとのことです。対象者は2012年10月に第1号店を出店し、2023年11月末までに北海道1店舗、東北1店舗、関東60店舗、中部8店舗、近畿11店舗、中国2店舗、九州6店舗の合計89店舗を運営しているとのことです。また、2023年4月には女性専用のセミパーソナルジムとしてのテスト店舗「FITTERIA」を関東に1店舗出店し、当該店舗を含めると合計90店舗になるとのことです(上記店舗数は何れも2024年4月15日現在のものです。)

他方で、対象者は、前事業年度末(2023年11月末)まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大による多大な影響を受け、前事業年度まで4期連続して売上高の減少並びに経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているとのことです。なお、対象者は借入金の残高はなく、前事業年度末において731,346千円の現金及び預金を保有し財務基盤は安定していること、さらには前事業年度において、第三者割当による増資および第10回乃至第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに2023年12月1日をもって、第10回新株予約権がすべて行使されたことに伴う資金調達を実施したことから、事業継続に十分な財務基盤を有しており、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しているとのことです。

このような経営成績及び財務状況において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消にむけて、財務基盤の安定及び強化を図ると共に、「コストコントロールによる経費削減」を大前提としつつ、「新規顧客数増加のための施策拡充」及び「既存顧客の維持拡大と新商材での売上拡大」等の対策を実施し、アフターコロナで回復の兆しが現れてきた経済に対応しながら業績の回復を図るのみならず、不安定な経済環境に柔軟に対応できる事業再構築を図るため、中期的に有効な資本増強及び資金調達を行う必要があると考えていたとのことです。

このような状況のもと、公開買付者らは、2022年11月下旬頃まで遡りますが、昨今、日本国内ではコロナ禍以降、他者との人的な接触を避ける傾向や健康志向が高まっている傾向があるのではないかと考えていたところ、かかる国内環境を踏まえ今後のスポーツジムではパーソナルトレーナーと一対一でトレーニングを行うことを望む消費者が増えると考えたことから、パーソナルトレーニング事業にビジネスチャンスを見出し、公開買付者グループのスポーツ事業をより拡大並びに強化できる事業パートナーを当時より探しておりました。

そのような中で、対象者が2024年1月15日に公表した「2023年11月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」及び「2023年11月期決算補足説明資料」(以下、両公表資料を総称して「2024年1月15日付リリース」といいます。)の内容を確認し、対象者が4期連続で売上高の減少並びに経常損失及び当期純損失を計上しており継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況や現状の経営成績が続いた場合においては債務超過に陥る可能性もあるという状況(具体的には、2024年11月期の業績予想においても、引続き対象者自身の経営では営業黒字化は実現できず、約160百万円の営業赤字を計上(最終利益についても約215百万円の赤字を計上)する見込みである状況や当該業績予想に対して、2023年11月30日時点の純資産額が約130百万円と少ない水準である状況)に鑑み、対象者において経営支援や資本政策に係る需要があるのではないかと2024年1月15日付リリースを確認した後の同年1月中旬頃に考えるに至りました。

他方で、公開買付者らは、対象者はパーソナルトレーニングジム「24/7Workout」等を既に90店舗(2024年4月15日現在)展開しており、これまで多くのフランチャイズ店舗を開発した実績を有する公開買付者グループによる経営ノウハウを対象者に提供することで、公開買付者らと対象者との間で事業シナジーが創出され、対象者の企業価値向上が実現される可能性があると考えに至り、2024年1月15日以降、対象者への経営支援、子会社化、及び資本業務提携に関する検討を行いました。同時点では、公開買付者らは、対象者への接触は行っておらず、対象者のホームページや2024年1月15日付リリース等の公開情報のみを確認した上で、対象者の強みや競争優位性について分析いたしました。対象者においては、僅か2ヶ月以内という短期間で、食事制限をせずに、1日24時間完全個室の中でパーソナルトレーニングを実施できるという事業モデルや、対象者が日本全国に多くの店舗を有している強みを活かしつつ、Webとリアル店舗を掛け合わせたマーケティング手法を取り入れているという点に着目し、対象者の事業は同業他社と比較して競争優位性があると考えに至りました。また、対象者で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況については、対象者自身の競争力に起因するものではなく、主には2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費者の行動変容という外的要因により生じているものと考え、コロナ禍から脱却した現在においては、対象者が業績回復に向けた施策として掲げる新規顧客の拡大や既存顧客の維持、並びにコストコントロールによる経費削減は徐々に実現されていくと考えているものの、公開買付者らとしては、公開買付者の連結子会社とした上で以下の提携(以下「本資本業務提携案」といいます。)を進めることにより、対象者の当該施策の効果を更に高めることができると考えるに至りました。なお、公開買付者らが対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社化することによるディスシナジーについては、本書提出日時点では特段無いものと考えております。

A) フランチャイズ加盟店の開発代行

NOVA社及びNOVA社の子会社(以下総称して「NOVA社グループ」といいます。)ではフランチャイズに加盟する企業及び個人事業主が約230件あることから(店舗数ベースでは約1,000店舗あります。)、これまでフランチャイズ店舗の開発に係る経営ノウハウを有しております。NOVA社グループが当該経営ノウハウを対象者に提供することで、対象者の「24/7Workout」の加盟店の開発をより加速出来、また低コストで実現するものと考えております。

また、NOVA社グループのフランチャイズ加盟先の企業又は個人事業主に対して、「24/7Workout」の加盟店加入を斡旋するという提携も考えられ、かかる提携が実現することで対象者による出店を加速化させる効果があると考えております。

B) NOVA社グループ及び対象者間での人的、機能的資源の相互利用

NOVA社グループでは、開発店舗のデザイン、建築、マーケティングの分野に関しては、グループ内で内製化しており、グループ内で一元化管理をすることで、店舗開発や運営の効率化やノウハウの内製化、並びに取引コストの削減を実現しております。対象者での店舗開発や運営に際して、対象者がこれまで全部又は一部外注してきた取引について全てNOVA社グループで内製化することで、取引に係るコストを低減させることを可能とすると考えております。

また、NOVA社グループの人材について、対象者と交流化を図ることにより、NOVA社が有する経営ノウハウの浸透をより促進していくことを可能とすると考えております。

C) NOVA社及び対象者間で共同店舗出店の検討

「24/7Workout」(スポーツ事業)と「NOVA」(英会話事業)を一つの店舗でワンストップにて提供するという、これまでにない新たな店舗出店を検討いたします。当該店舗が実現した場合、「NOVA」で集客した顧客を「24/7Workout」に送客し、対象者の顧客数が増加することが可能になると考えられます。

D) NOVA社グループのスポーツ事業の人材の有効活用

NOVA社グループはスポーツ事業の一部としてBリーグ(プロバスケットボール)チームやJリーグ(プロサッカー)チームを運営しており、多くのプロスポーツ選手を抱えております。プロスポーツ選手は平日頃から高いレベルで健康管理を行っておりますが、このような選手の引退後のセカンドキャリアとして、「24/7Workout」のパーソナルトレーナーとして人材を提供することで、対象者における人材採用の効率化やコスト削減を図ることが可能であると考えます。

E) 公開買付者グループによる資金支援

上述の通り、対象者は前事業年度まで4期連続して売上高の減少並びに経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況を踏まえると、今後資本増強や資金調達が必要が生じる可能性があると考えます。今後、公開買付者グループの資本力を活かした対象者への資金支援や、対象者が公開買付者の連結子会社となることで、公開買付者グループの信用力による対象者の財務基盤の安定化が図られると考えます。

上記の検討内容を踏まえ、公開買付者らは、2024年1月18日に、まずは対象者株式の50%超を所有する応募予定株主に対して、対象者株式の売却意向があるか確認すべく面談を申し入れたところ、応募予定株主より面談の応諾を頂いたため、公開買付者らは、同年1月22日に応募予定株主と面談いたしました。公開買付者らは、当該面談において、下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年9月15日付第三者割当による新株式等発行リリースで公表された応募予定株主及びEVO FUNDを割当先とする第三者割当増資を実施した以降も、対象者の経営成績及び財務状況に鑑み、対象者及び応募予定株主において対象者の協業先となり得る候補者の検討を行っていたことを確認いたしました。また、公開買付者らは、応募予定株主において、対象者との協業の前提として、応募予定株主が所有する対象者株式を売却する意向を有していることを確認いたしました。更に、公開買付者らは、対象者が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況でかつ純資産が小さい状況にあり(2023年11月30日時点では約130百万円です。)、現時点で具体的な方針は決定していないものの、今後対象者において債務超過に陥ることを確実に回避するために資本増強が必要であると考えていることを確認いたしました。公開買付者らは、これらの確認を踏まえ、応募予定株主が所有する対象者株式について取得する意向がある旨及び資本増強が必要な際には公開買付者らの資金を提供する準備がある旨を当該面談にて述べたところ、応募予定株主より、具体的に検討を進めるため、次回の面談時に提案書を提出頂きたい旨の依頼を受けました。

当該依頼を踏まえ、公開買付者らは、2024年1月22日付で、従前より公開買付者の顧問弁護士であった弁護士法人佐藤・眞下法律事務所をリーガルアドバイザーとして選任し、対象者株式の買付価格や取引スキームの検討を開始しました。まずは対象者株式の買付の手法について検討しましたが、取得後の公開買付者が所有する対象者株式の株券等所有割合が3分の1を超えることとなるため、当該取得は法第27条の2第1項第2号に基づく公開買付の手法により行うこととしました。次に、対象者の上場維持の有無について検討いたしましたが、対象者は日本全国で多くの一般消費者を顧客としていることから企業としてのブランド力や信用力が重要であると考えられるところ、対象者の上場を維持することにより、対象者では金融商品取引所が定める諸規則やガイドライン等を遵守することが義務付けられ経営管理面に一定の規律が働くことから、これにより対象者の取引先や顧客に対して今後も継続して信用力が担保されるという利点があり、人材採用の側面においても、上場会社というステータスを維持することで、採用候補者に対して一定の知名度と安心感を与えるという利点があると考えに至り、対象者の上場が維持されるよう、買付予定数には上限を設定し、対象者を完全子会社化とせず、連結子会社化とする方針といたしました。

他方で、本公開買付価格については、公開買付者らは、本公開買付の目的は、応募予定株主から応募予定株式を取得し連結子会社とすることであるため、本公開買付価格については、公開買付者と応募予定株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。まずは対象者の財務情報の資料を確認しましたが、対象者においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているところ、EBITDA(経常利益+減価償却費+のれんの償却額+金融費用)がマイナスな状況(2023年11月期においては、EBITDAは約377百万円のマイナスです。)であることや純資産額が小さい(2023年11月30日時点では約130百万円です。)状況であり、今後債務超過に陥る可能性もあると考えていたことから、財務情報のみに基づいた場合、対象者株式に価値を見出すことは難しいと考えました。他方で、公開買付者らは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、対象者の株価を基に検討したところ、応募予定株主に提示する本公開買付価格を決定した時点(2024年1月26日)を基準として直近1年間の株価推移を参考にした上で、1株につき350円程度であれば、同時点の時価(同年1月26日の対象者株式の終値は239円です。)からは100円超のプレミアムが付された価格であるため、応募予定株主から合意を得られるのではないかと考え、同年1月26日に本公開買付価格を1株につき350円として提案することを決定いたしました。なお、当該提案価格(350円)は、後述の意向表明書を提出した日(2024年1月30日)の前営業日である2024年1月29日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値243円に対して44.03%(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間(2024年1月4日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値240円(1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して45.83%、過去3ヶ月間(2023年10月30日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値240円に対して45.83%、過去6ヶ月間(2023年7月31日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値289円に対して21.11%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

公開買付者らは、上記の通り具体的な提案内容について慎重に検討を行った結果、2024年1月30日付で、(i)応募予定株式の買付けを前提に、公開買付の手法により対象者株式の過半数を買付けること、(ii)公開買付け後も対象者株式の上場は維持すること、及び(iii)本公開買付価格は、1株につき350円とすること等を内容とする意向表明書(以下「1月30日付意向表明書」といいます。)を応募予定株主に提出いたしました。

これに対し、公開買付者らは、同年1月31日に、応募予定株主より、口頭にて(i)本公開買付けを実施する際は本公開買付けに応募する予定である旨、(ii)本公開買付け後に応募予定株主が所有する対象者株式については継続して所有する予定である旨、(iii)応募予定株主から対象者に対して1月30日付意向表明書の内容について伝達したところ対象者でも本件について検討を開始する旨、及び(iv)本公開買付価格については、同日時点の株価を踏まえた場合、同日時点では1株につき350円という価格水準で異存は無い旨の回答を得たことから、本公開買付けを引続き検討することに加え、同日以降、本資本業務提携の検討についても開始いたしました。その後、対象者からも1株につき350円という価格水準については特段異論は示されなかったため、同日以降、公開買付者らは、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

同年2月15日に公開買付者らは対象者と面談を行い、1月30日付意向表明書の内容、本資本業務提携案、及び本応募契約に基づく応募予定株主からの応募等に関する一連の取引の内容について説明を行ったところ、対象者からは公開買付者らの考え方についてご理解を頂けたことから、同日以降基本合意書の締結に向けた検討を開始しました。

なお、かかる検討の中で、公開買付者自身が連結子会社化を目的として、50%超を超える対象者株式を所有する方針である一方、公開買付者のみならず、フランチャイズ事業に関する経営ノウハウを提供する主な主体であるNOVA社においても一定の対象者株式を所有させることにより、NOVA社と対象者との間の資本的かつ業務的な提携を推し進めることが、対象者の企業価値を向上させる観点から望ましいと考え、同時点では具体的な株数は決定していないものの、公開買付者の他、NOVA社も本資本業務提携契約の当事者とし、公開買付者が本公開買付けの結果所有する対象者株式の一部をNOVA社に対して譲渡を行う方針についても同年2月15日以降検討を開始しました。

そして、公開買付者らは、同年2月19日付でNOVA社も本資本業務提携契約の当事者とすることを決定し、同年2月20日にかかる方針及び本取引(本応募契約に基づく応募予定株主からの応募や本公開買付け後におけるNOVA社へ対象者株式の売却等を含む、本公開買付けに関する一連の取引を指します。以下同じです。)の内容について対象者及び応募予定株主に各々説明を行い、改めて公開買付者らの考え方についてご理解を頂けたことから、同年2月26日付で公開買付者らは、応募予定株主及び対象者との間で1月30日付意向表明書に記載の取引に関して早期に実施する意向があることを確認する内容の法的拘束力のない基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結いたしました。

その後、公開買付者らは、具体的な買付予定数について検討を行いました。買付予定数の設定に際して以下の通り考えました。

- (i) 上述の通り、公開買付者らは、本公開買付けは、対象者株式を取得して対象者を公開買付者の連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の設定にあたっては、所有割合にして50.00%を超える株式数とする必要があると考えました。
- (ii) また、公開買付者らは、本公開買付け後はNOVA社がフランチャイズ事業に関する経営ノウハウを提供する主な主体となることから、NOVA社にも一定の対象者株式を所有させた上でNOVA社と対象者との間の資本的かつ業務的な提携を推し進めることが、対象者の企業価値を向上させる観点から望ましいと考えました。その場合の所有割合の具体的水準としては、公開買付者において、具体的にNOVA社に特定の議決権割合を基準として特定の株主権を取得させるという意図は無く、NOVA社が対象者と当該提携を推し進めるというコミットメントを対外的に示せる水準を念頭におき、一般的に明確な水準は存在しないと考えられるものの、会社の支配関係や株価形成に一定の影響を及ぼすものと思われる水準として、議決権の5%程度が妥当ではないかと考えました。公開買付者は、これらの考えに基づき、公開買付者が対象者株式を3,360,700株(所有割合51.00%)、NOVA社が対象者株式を329,500株(所有割合5.00%)所有することを前提として、その合計である対象者株式3,690,200株(所有割合:56.00%となります。)を買付予定数の下限に設定しました。また、公開買付者としては、本公開買付けに係る買付代金の総額は可能な限り抑えたいと考える中で、上述の通り対象者を連結子会社化すれば本公開買付けの目的を達成することができることから、本公開買付け後には応募予定株主が所有する対象者株式(3,843,500株、所有割合:58.33%)のうち一部については手元に残るものの、買付予定数の下限を応募予定株式としました。
- (iii) 他方、公開買付者らは、本公開買付け後も対象者の上場は維持する方針であるところ、2024年2月26日付上場維持基準適合リリースの内容の通り、対象者は、2023年11月30日時点において、東京証券取引所の定める東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額に係る閾値である金500百万円(同時点の対象者の時価総額は約438百万円です。)は既に適合していない状況です。また、本公開買付け終了後に公開買付者ら及び応募予定株主その他の株主が所有する対象者株式の流通株式の計算から除外される所有割合が合わせて75%を上回る場合においては、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の1つである流通株式比率についても閾値の25%以上を満たさなくなるために、その状態が2025年11月30日までに改善されない場合には対象者株式の上場維持が困難となり、最短では2027年7月上旬頃に上場廃止となる事態があり得ます。

公開買付者らとしては、既に流通株式時価総額に係る上場維持基準に適合していない中で、そのような事態を避けるため、少なくとも公開買付者による対象者の連結子会社化及び上述の事情によりNOVA社において一定の対象者株式を所有することを前提としつつ、対象者を連結子会社化すれば本公開買付けの目的を達成することが出来る点に鑑み、買付予定数の上限を買付予定数の下限と同一とする方針としました。

(iv)公開買付者は、以上の検討を経て、対象者株式の所有割合が56.00%となる株式数である3,690,200株(所有割合：56.00%)を買付予定数に設定しました。

公開買付者らは、上記の通りの検討内容を踏まえ、同年3月14日付で、買付予定数、並びに買付予定数の上限及び下限について、何れも3,690,200株とする方針である旨を応募予定株主に提示し、同日付で当該方針を対象者にも報告いたしました。

これに対し、応募予定株主からは、同年4月1日に、買付予定数及び買付予定数の上限について異存は無く、同年1月30日に提示を受けた本公開買付価格(1株につき350円)についても、引続き同日時点の対象者株式の株価水準を踏まえた場合、異存は無い旨の回答を得ました。その後も、応募予定株主からは、1株につき350円という価格水準については特段異論は示されなかったため、同日以降、公開買付者らは、本公開買付価格について、応募予定株主との間で協議及び交渉は行っておりません。

そして、公開買付者らは、応募予定株主との間で2024年4月1日以降、本公開買付価格、買付予定数の上限・下限以外の本応募契約に関する各種条件の交渉を行ってまいりました。

他方で、公開買付者らは、本応募契約に関する交渉と並行して、本基本合意書を締結した同年2月26日以降、応募予定株主及び対象者との間で本資本業務提携契約の内容に関する交渉も行っていました。そのような中で、公開買付者らは、2024年4月9日に、対象者から同年4月15日付で対象者の2024年11月期の業績予想について下方修正する予定である旨の連絡を受け、当該修正内容を確認しましたが、公開買付者らは可及的速やかに本公開買付けによる目的を達成したいと考えていたところ、本公開買付価格は同時点で応募予定株主から内諾を頂けている価格水準であり、今後価格交渉で時間を要する事態は避けたいと考えたため、当該業績予想の下方修正について、本公開買付価格への影響は勘案せず、同年4月10日に本公開買付価格は引続き350円で維持する方針といたしました。

そして、公開買付者らは、2024年4月15日、応募予定株主から、本公開買付価格を350円とし、買付予定数の上限・下限について買付予定数と同数の3,690,200株(所有割合：56.00%)とすることについて、最終的に応諾する旨の連絡を受けました。

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年4月15日付の株主総会決議において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者の経営成績及び財務状況に鑑み、2023年11月期には一時的に債務超過に陥る可能性を認識していたことから、2023年6月頃から他社との協業による経営成績及び財務状況の改善を模索すべく、協業先となり得る候補者の検討を行っていたとのことです。対象者は、対象者の経営成績及び財務状況の改善に向けた施策の一環として、2023年9月15日、応募予定株主を割当先とする第三者割当による新株式の発行、及びEVO FUNDを割当先とする第三者割当によるEVO FUND割当新株予約権の発行(以下、総称して「本第三者割当増資」といいます。)等を取締役会で決議したとのことです。なお、本第三者割当増資の詳細については、2023年9月15日付第三者割当による新株式等発行リリースをご参照ください。本第三者割当増資に伴い、249,984千円の資金が対象者に払い込まれ純資産及び現預金が増加することによって対象者の財務状況は一定程度改善され、また対象者がEVO FUNDに対し、EVO FUND割当新株予約権を行使可能開始日よりも前倒して行使するよう指示することで、一定程度は追加の資金調達が見込まれる状況にあったとのことです。他方で、EVO FUND割当新株予約権の行使価額は各取引日(東京証券取引所において立会売買が行われる日)をいいます。以下同じです。)毎に、直前の取引日の終値を基準に修正される仕組みであり、本第三者割当増資の払込期日(2023年10月2日)後に対象者の株価が徐々に低迷したことから、EVO FUND割当新株予約権の行使によって対象者が債務超過に陥ることを確実に回避できるほどの資金調達を行えるかは不確定な状況にあったとのことです。そのため、対象者は、本第三者割当増資の実施後も、依然として経営成績及び財務状況を改善する必要性を認識していたとのことです。そこで、対象者は、協業先との資本提携スキームとして複数の選択肢があり得ると考えたことから、2023年12月下旬頃、様々な資本提携スキームについて臨機応変な助言を受けることを目的として、ファイナンシャル・アドバイザーとしての実績が豊富な株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)への相談を開始し、2024年1月上旬にブルータスをファイナンシャル・アドバイザーとして選定し、他社との資本提携スキームに関して対象者が少数株主保護の観点から留意すべき事項等に関して助言を受けてきたとのことです。その後、対象者は、2024年2月1日に、応募予定株主から、1月30日付意向表明書の内容、具体的には、(i)公開買付け者が応募予定株式の買付けを前提に、公開買付けの手法により対象者株式の過半数を買付けること、(ii)公開買付け後も対象者株式の上場は維持すること、及び(iii)本公開買付け価格は、1株につき350円とすることについて説明を受けたとのことです。その後、対象者は、2024年2月15日に公開買付者らと面談を行い、公開買付者らから1月30日付意向表明書の内容、本資本業務提携案、及び本公開買付けの内容について説明を受け、対象者としても、本資本業務提携案を通じた公開買付者らとの協業により、対象者の経営成績及び財務状況の改善、ひいては対象者の中長期的な企業価値の向上に資する可能性があることと判断したことから、公開買付者らの考え方に賛同すると共に、2024年2月15日以降、基本合意書の締結に向けた検討を開始したとのことです。そして、対象者は、2024年2月26日付で、応募予定株主及び公開買付者らとの間で1月30日付意向表明書に記載の取引に関して早期に実施する意向があることを確認する内容の法的拘束力のない本基本合意書を締結したとのことです。なお、対象者は、本公開買付け及び本資本業務提携の実施に向けた詳細な協議・検討の開始に向けて、引き続きブルータスから助言を受けると共に、2024年2月上旬、潮見坂綜合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定し法的助言を得たとのことです。なお、ブルータス及び潮見坂綜合法律事務所は、対象者、公開買付者ら及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

その後、対象者は、2024年2月下旬頃から同年4月上旬頃まで、公開買付者らとの間で、本公開買付けの目的、本資本業務提携の内容、本公開買付け後の対象者の経営方針やシナジー等に関して協議・検討を重ねてきたとのことです。

公開買付価格については、対象者は、2024年2月1日、応募予定株主を介して公開買付者らより、本公開買付価格を350円とする旨の2024年1月30日付の提案を受けたとのことです。当該提案に対し対象者としては、特段異論はなかったため、対象者は、本公開買付価格について、公開買付者との間で協議及び交渉は行っていないとのことです。対象者としては、(i)後述の本資本業務提携を通じたシナジーの創出によって対象者の企業価値向上が合理的に見込まれること、(ii)公開買付者が応募予定株式の全てを取得することにより対象者株式3,690,200株(所有割合:56.00%)を所有することで、公開買付者らと対象者との本資本業務提携を実現可能であること、(iii)本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることを前提とすると、本公開買付価格の高低にかかわらず、対象者の株主が本公開買付け後も対象者株式を継続して保有する選択も可能であることから、対象者としては、公開買付者との本公開買付価格に関する協議及び交渉は不要であると考えたことです。当該価格は、当該提案日の前営業日である2024年1月29日の対象者株式の終値243円に44.03%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同じです。)の、同日を基準とする直近1ヶ月間における終値の単純平均値240円(1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に45.83%の、直近3ヶ月間(2023年10月30日から2024年1月29日まで)における終値の単純平均値240円に45.83%の、直近6ヶ月間(2023年7月31日から2024年1月29日まで)における終値の単純平均値289円に21.11%のプレミアムを付した価格であったとのことです。

これらの検討の結果、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のA)乃至E)に記載の本資本業務提携案によるシナジーに加え、以下A)乃至C)のとおり、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となり、公開買付者らと協業体制を構築することで、公開買付者ら及び対象者が有するリソースやノウハウの共有によるシナジーの創出により対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、また、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約について」の「(iii)対象者の役員構成等」に記載のとおり、本公開買付成立後の対象者の取締役の構成に関して、対象者は現任の役員数と同数の役員候補者を指名することができること、公開買付者らは当該役員候補者の役員選任議案に賛成の議決権を行使すること、上場子会社の少数株主の利益保護の観点から一般的に行われている実務において求められる対応を講じることを確認しており、公開買付者らより、対象者の経営の独立性を尊重し、親会社となる公開買付者と対象者との間で生じ得る利益相反を解消するための措置を講じる方針であることを確認していることを踏まえ、2024年4月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同することにしたとのことです。

A) 直営店とFC店の最適なバランス構築による収益拡大

対象者は、2024年2月26日付で公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」において、対象者の競争力の源泉として「直営店×FC店での堅実な出店」を掲げており、直営出店のメリット(直営展開による獲得利益の最大化、当該獲得利益を原資とした直営店舗の拡大、自社による店舗管理の徹底、及びハイクオリティなサービスの維持)とFC出店のメリット(成長速度の最大化、投資金額の抑制、出店地域の拡大、及び経営管理の簡素化)を掛け合わせて、出店構成の最適バランスを構築していくことを目指しているとのことです。NOVA社グループでは、フランチャイズに加盟する企業及び個人事業主が約230件あり、フランチャイズ店舗の開発に係る経営ノウハウを豊富に有していると認識しております。対象者は、NOVA社グループから「24/7Workout」のフランチャイズの加盟店候補先の紹介及び斡旋を受けることに加え、フランチャイズ店舗における運営技術や管理システム等に係る経営ノウハウの提供を受けることで、「24/7Workout」の加盟店の開発をより加速させ、また低コストで当該加盟店の開発を実現できるものと考えているとのことです。また、NOVA社グループのフランチャイズ加盟先の企業又は個人事業主に対して、「24/7Workout」の加盟店加入を斡旋するという提携も考えられ、かかる提携が実現することで、対象者の直営店出店基準に満たない立地条件においても出店を加速化させる効果が期待され、直営店とFC店の最適なバランスの構築、ひいては対象者の収益拡大に寄与すると考えているとのことです。

B) NOVA社グループ及び対象者間での人的、機能的資源の相互利用

NOVA社グループでは、開発店舗のデザイン、建築、マーケティングの分野に関しては、グループ内で内製化しており、グループ内で一元化管理をすることで、店舗開発や運営の効率化やノウハウの内製化、並びに取引コストの削減を実現しております。対象者における店舗開発や運営に際して、全部又は一部外注してきた取引について全て公開買付者グループで内製化することで、取引に係るコストを低減させることができると考えているとのことです。

特に、対象者の集客・プロモーション手法は、WEBマーケティングの比重が高く、WEBマーケティング分野においても、公開買付者グループが有する知見・ノウハウ等を活用することで、より一層効率的に集客及びプロモーション活動を行うことができると考えているとのことです。

加えて、対象者とNOVA社グループの人材について交流化を図ることにより、NOVA社グループが有する経営ノウハウの浸透をより促進していくことを可能とすると考えているとのことです。

更に、NOVA社グループは、英会話教室事業において約10万人に上る顧客を抱えております。かかる顧客に対して対象者の「24/7Workout」の認知を広め、「24/7Workout」を訴求することにより、「24/7Workout」の会員数が増加し、ひいては対象者の収益拡大に繋がるものと考えているとのことです。

C) 資金ニーズへの機動的な対応実現

対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、前事業年度まで4期連続して売上高の減少並びに経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているとのことです。対象者においては、かかる財務状況を踏まえ、今後資金調達の需要が発生することが見込まれるとのことです。本公開買付けにより、対象者が公開買付者の連結子会社となることで、今後対象者において資金調達の需要が発生した際、公開買付者グループからの機動的な借入の実現が可能となる他、金融機関からの借入を検討した際においても、公開買付者グループの傘下に入ることで対象者の信用力が補強されることにより、より有利な条件で融資を受けることが期待される等、対象者の経営課題の一つである資金ニーズへの機動的な対応の実現に寄与するものであると考えているとのことです。なお、公開買付者グループによる対象者への資金支援については、2024年4月15日時点では具体的に決定している事項や方針はないものの、本公開買付け後、2024年6月上旬頃を目途に公開買付者らと対象者との間で具体的に協議を行う予定です。

他方で、本公開買付けにより想定されるデメリットとしては、本公開買付け終了後に公開買付者ら及び応募予定株主その他の株主が所有する対象者株式の流通株式の計算から除外される所有割合が合わせて75%を上回る場合においては、対象者株式の流通株式比率が25%を下回り、流通株式比率25%以上という東京証券取引所グロース市場の上場維持基準を満たさなくなるために、その状態が2025年11月30日までに改善されないときには、対象者株式の上場維持が困難となり、最短では2027年7月上旬頃に上場廃止となる事態があり得ます。かかる事態を想定し、対象者において、応募予定株主から1月30日付意向表明書の内容について説明を受けた2024年2月1日以降、対象者及びブルータスにて本公開買付け後における対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションを実施のうえ検討を進めてきたとのことです。最終的にはその結果として、対象者はブルータスから、2024年4月2日、下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載の本公開買付けの公開買付代理人である三田証券株式会社(以下「三田証券」といいます。)による対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションについて対象者にて検証を行った結果、当該シミュレーションと基本的に同内容(注1)の報告を受け、仮に本公開買付けの結果、流通株式基準に係る上場維持基準を満たさなかった場合においても、EVO FUND割当新株予約権の行使、及びかかる行使により取得した対象者株式の売却や本資本業務提携契約に基づく対象者株式の上場維持に向けた施策(本書提出日時点では具体的な決定は存在しないものの、対象者としては、流通株式数を増加させるべく、上述のEVO FUNDに対するEVO FUND割当新株予約権の行使の指示や、応募予定株主又は公開買付者らとの間で協議を行い、応募予定株主又は公開買付者らに対してその所有する対象者株式を市場で売却させることを想定しているとのことです。)の実施により、当該状態が長期間継続する可能性が高いとは言えないと判断しているとのことです。

- (注1) プルータスによる対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションの概要は以下のとおりであるとのことです。
- 本公開買付けにおいて、3,690,200株(所有割合:56.00%)を買付予定数の上限とし、本新株予約権8,067個の目的となる対象者株式(826,800株)を流通株式比率の計算に含まない場合、2023年11月末を基準とした応募予定株主及びその他固定株主(東京証券取引所の定義に則り算出)を除く少数株主の応募割合(注2)が概ね25%以下であれば、本公開買付け成立後の対象者の流通株式比率は25%以上を維持できることが見込まれる。
- 仮に当該少数株主の応募割合が概ね26%を超え、対象者が流通株式基準に係る上場維持基準を満たさなかった場合であっても、(i)2024年2月26日付上場維持基準適合リリースに記載の通り、対象者はEVO FUND割当新株予約権の行使を促進させることを検討していること、(ii)EVO FUND割当新株予約権は、その設計上、行使価額が行使請求を行う取引の都度、下方に修正される条件となっていること、(iii)第10回新株予約権5,000個(新株予約権の目的となる株式数は500,000株)については、発行日(2023年10月3日)から約2ヶ月間という短期間で全て行使が完了していること、(iv)2023年9月15日付第三者割当による新株式等発行リリースに記載のとおり、EVO FUNDは、純投資を目的としており、EVO FUND割当新株予約権の行使により取得した対象者株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、市場内又は市場外で売却する方針であることから、EVO FUND割当新株予約権も短期間で行使が促進され、かつ、当該行使により取得した対象者株式が市場内又は市場外で売却されることにより、流通株式数が増えることが想定されること(注3)、(iv)本資本業務提携契約内において、公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、対象者の上場が維持されるよう各々が努力する旨の合意していることから、本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である25%以上に適合していない状態となったとしても、当該状態が長期間継続する可能性は極めて高いとはいえない。
- (注2) 「応募割合」とは、対象者四半期報告書に記載された2024年2月29日現在の対象者の発行済株式総数(5,762,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(107株)、応募予定株主が所有する対象者株式(3,843,500株)及びその他固定株主が所有する対象者株式(45,200株)(東京証券取引所の定義に則り算出)を控除した合計株式数(1,873,993株)を分母として、当該株主以外の少数株主のうち本公開買付けに応募のあった株式数の割合を指します。以下同じです。
- (注3) プルータスによれば、仮にEVO FUNDがEVO FUND割当新株予約権を行使し、当該行使により取得した対象者株式の売却により、EVO FUND割当新株予約権の目的となる対象者株式800,000株が全て流通株式と仮定した場合、上記の少数株主の応募割合が概ね76%以下であれば、本公開買付け成立後の対象者の流通株式比率は25%以上を維持できることが見込まれるとのことです。

以上より、対象者は、2024年4月15日開催の取締役会において、対象者の取締役4名のうち、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加していない応募予定株主を除く、利害関係を有しない対象者の取締役3名全員の一致により、本公開買付けについて賛同することとしたとのことです。

一方で、(i)本公開買付け価格が、公開買付者らと応募予定株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付け価格が本公開買付けの公表日の前営業日(2024年4月12日)の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値364円と比較すると3.85%(小数点以下第三位四捨五入)ディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者らは本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択をとることも十分な合理性が認められること、並びに、(iv)応募予定株主は本公開買付け後も引き続き対象者株式の所有を継続し対象者の代表取締役として対象者の業務執行に携わる方針であるとのことであり、対象者株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるとのことです。これらに鑑み、対象者は、2024年4月15日開催の取締役会において、対象者の取締役4名のうち、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加していない応募予定株主を除く、利害関係を有しない対象者の取締役全3名の全員一致により、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会の意思決定過程については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」もご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者らは、本公開買付けの成立後、本資本業務提携契約の内容に沿って、フランチャイズ加盟店の開発代行、両社の人的、機能的資源の相互利用、及び共同店舗出店の検討等を推進してまいります。また、本公開買付け成立後も引き続き対象者の上場を維持し、事業運営については、対象者の独立性を尊重する方針です。よって、公開買付者らは、本書提出日時点において、本公開買付けの成立後、対象者における配当、資本政策及び経営方針について変更を求めることを予定しておりません。なお、公開買付者による対象者への資金支援につきましては、本書提出日時点では具体的に決定している事項や方針はないものの、本公開買付け後、2024年6月上旬より、対象者との間で具体的に協議を行う予定です。

対象者の取締役の構成に関しては、公開買付者らは対象者との間で、本公開買付けの決済後、2024年7月下旬頃を目途として、対象者にて臨時株主総会を開催し、当該臨時株主総会において、対象者の新任取締役として、公開買付者の代表取締役である稲吉氏を対象者の代表取締役会長に、また、公開買付者より推薦する者1名を対象者の取締役に選任することができるよう必要な措置を講ずること、並びに、対象者は、対象者のその他役員構成は本公開買付けの実施後においても、当面の間、本資本業務提携契約の契約締結日時点の役員と同数の役員候補者を指名することができることとし、公開買付者らは、当該役員候補者を役員として選任する議案に係る株主総会において賛成の議決権を行使すること、応募予定株主は、本公開買付けの実施後少なくとも2年間は対象者の代表取締役社長として業務を執行することについて合意をしております。なお、対象者の取締役会に係る本資本業務提携契約においての合意事項の詳細は下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

また、公開買付者らと応募予定株主との間で、応募予定株主が売却できなかった対象者株式に関して、公開買付者らが追加で取得することの予定やかかる合意はありません(なお、公開買付者らは、本資本業務提携契約において、自ら又はそのグループ会社が対象者株式の追加取得又は売却を行う場合には、当該追加取得又は売却の概要(追加取得又は売却の相手方、追加取得又は売却する株式の数、追加取得又は売却する時期及び方法を含むが、これらに限られない。)を事前に対象者に通知し、対象者の承諾(但し、対象者はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない。)を得る旨の合意をしております。)。但し、公開買付者らとしては、当該株式については、本公開買付け後も売却はせず所有を継続してほしい旨の意向を応募予定株主に伝えており、応募予定株主からは公開買付者らの意向通り、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨を確認しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者ら及び対象者は、本書提出日現在において対象者の代表取締役社長でもある応募予定株主(所有株式数：3,843,500株、所有割合：58.33%)が公開買付者らとの間で本応募契約を締結しており、本公開買付価格は、公開買付者らが発行した応募予定株主との協議の上で決定する価格であることを踏まえ、応募予定株主と応募予定株主以外の対象者株主の皆様との利益が一致しない可能性があると考えたことから、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております(以下は何れも対象者から受けた説明に基づくものです。)

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、対象者、公開買付者ら及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。なお、潮見坂綜合法律事務所は、対象者、公開買付者ら及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、潮見坂綜合法律事務所に対する報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本公開買付けの成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、上記「① 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、2024年4月15日開催の取締役会において、対象者の取締役4名のうち、応募予定株主を除く取締役3名の全員一致により、本公開買付けに賛同すると共に、(i)本公開買付け価格は、公開買付者らと応募予定株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付け価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者ら及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、並びに(iv)応募予定株主は本公開買付け後も引き続き対象者株式の所有を継続し対象者の代表取締役として対象者の業務執行に携わる方針であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、応募予定株主は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加していないとのことです。また、上記決議に係る取締役会には、対象者の監査役3名全員が参加し、対象者が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 対象者における独立役員からの意見取得

対象者は、本公開買付けが東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に定める支配株主との重要な取引等に該当することから、公開買付者ら及び支配株主である応募予定株主と利害関係のない対象者の独立役員である社外取締役橋本玄氏、社外監査役山田暁彦氏、社外監査役吉原慎一氏、及び社外監査役松谷美和氏より、本公開買付けについて賛同すると共に、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、対象者の株主の判断に委ねることを決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を2024年4月15日付で入手したとのことです。当該意見の理由の概要は以下のとおりです。

- A) 対象者は、前事業年度まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大による多大な影響を受け、前事業年度まで4期連続して売上高の減少並びに経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているところ、他社との資本提携を前提とした協業は、かかる対象者の経営成績及び財務状況を改善すると共に、対象者の企業価値を向上させるための有力な選択肢となり得ると認められる。
- B) 本公開買付けに係る公開買付届出書「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のA)乃至E)に記載の本資本業務提携案によるシナジーに加え、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となり、公開買付者らと協業体制を構築することで、(i)直営店とFC店の最適なバランス構築による収益拡大、(ii)公開買付者ら及び対象者が有するリソースやノウハウの共有、並びに(iii)資金ニーズへの機動的な対応実現といったシナジーの創出に取り組んでいくことは対象者の中長期的な企業価値の向上に資するとの判断に不合理な点は認められず、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

- C) 本公開買付け終了後に公開買付者ら及び応募予定株主その他の株主が所有する対象者株式の流通株式の計算から除外される所有割合が合わせて75%を上回る場合においては、対象者株式の流通株式比率が25%を下回り、流通株式比率25%以上という東京証券取引所グロース市場の上場維持基準を満たさなくなるために、その状態が2025年11月30日までに改善されないときには、対象者株式の上場維持が困難となり、最短では2027年7月上旬頃に上場廃止となる事態があり得る。しかし、プルータスによる対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションによれば、仮に本公開買付けの結果、流通株式基準に係る上場維持基準を満たさなかった場合においても、EVO FUNDによる新株予約権の行使、及びかかる行使により取得した対象者株式の売却や対象者、公開買付者ら及び応募予定株主が2024年4月15日付で締結した本資本業務提携契約に基づく対象者株式の上場維持に向けた施策の実施により、当該状態が長期間継続する可能性が高いとは言えないとの判断に不合理な点は認められず、本公開買付けに起因して対象者株式が上場廃止となり、少数株主に不利益となる可能性は低いと考えられる。
- D) 本公開買付け成立後も対象者株式の上場は維持される方針であり、対象者の少数株主には応募の自由が確保されていることから、本公開買付け価格の高低が少数株主に不利益となることはないと考えられ、また、本公開買付けの期間、買付予定数その他の本公開買付けに係る諸条件の公正性に疑義を挟むべき事情は見当たらず、本公開買付け価格を除く本公開買付けの条件には公正性が認められる。なお、(i)本公開買付け価格は、公開買付者らと応募予定株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付け価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者ら及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、並びに(iv)応募予定株主は本公開買付け後も引き続き対象者株式の所有を継続し対象者の代表取締役として対象者の業務執行に携わる方針であることから、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の判断に委ねるのが相当である。
- E) 本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者ら及び応募予定株主より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められず、また対象者において、本公開買付けの公正性を担保する観点から、(i)対象者における独立した法律事務所からの助言、(ii)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見、(iii)対象者における独立役員からの意見取得、(iv)対象者における独立した検討体制の構築といった措置を講じており手続の公正性が認められる。
- F) 以上から、公開買付者ら及び応募予定株主との間に利害関係を有しない対象者の独立役員である社外取締役橋本玄、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役松谷美和は、対象者の取締役会が、本公開買付けについて賛同すると共に、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の判断に委ねることを決議することは、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を述べる。

④ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者ら及び応募予定株主から独立した立場で、本公開買付けに係る検討及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者において本公開買付け及び本資本業務提携に向けて本格的な検討を開始した2024年2月16日以降、本公開買付け価格を含む本公開買付けに係る条件に関する対象者と公開買付者らとの交渉過程において、利益相反を回避する観点から、公開買付者との間で本応募契約を締結予定の応募予定株主は当該体制から外れており、2024年4月15日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者らは、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによりその目的を達成した場合、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは本書提出日現在予定しておりません。また、公開買付者は、本公開買付けを通じて取得した対象者株式を継続して所有する予定(但し、本公開買付けの決済後、金融商品取引所市場外の相対取引により、公開買付者が対象者株式329,500株(所有割合：5.00%)を、NOVA社に対して譲渡を行うことを予定しており、当該取引は除きます。)であり、現時点で処分等を行う予定もございません。なお、本公開買付け後、応募予定株主が引続き所有する対象者株式の取扱いについては、公開買付者らが追加で取得することの予定やかかる合意はなく(なお、公開買付者らは、本資本業務提携契約において、自ら又はそのグループ会社が対象者株式の追加取得又は売却を行う場合には、当該追加取得又は売却の概要(追加取得又は売却の相手方、追加取得又は売却する株式の数、追加取得又は売却する時期及び方法を含むが、これらに限られない。)を事前に対象者に通知し、対象者の承諾(但し、対象者はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない。)を得る旨の合意をしております。)、公開買付者らとしては、売却はせず所有を継続してほしい旨の意向を2024年1月22日のご面談時に伝えており、応募予定株主からは公開買付者らの意向通り、本公開買付け後も対象者株式の所有を継続する方針である旨を確認しておりますが、応募予定株主との間で当該方針についての合意はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しております。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

他方で、2024年2月26日付上場維持基準適合リリースによれば、対象者は、2023年11月30日時点において、東京証券取引所の定める東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち、(i)流通株式時価総額に係る閾値である金500百万円(同時点の対象者の時価総額は約438百万円です。)には適合しておらず、(ii)流通株式比率に係る閾値である25.00%以上に対しては、若干上回っている状況(同時点の対象者の流通株式比率は約27.5%です。)になっているとのことです。なお、(ii)に関しては、本公開買付け終了後に公開買付者ら及び応募予定株主その他の株主が所有する対象者株式の流通株式の計算から除外される所有割合が合わせて75%を上回る場合においては、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の1つである流通株式比率25%以上を満たさなくなるために、その状態が2025年11月30日までに改善されない場合には、対象者株式の上場維持が困難となり、最短では2027年7月上旬頃に上場廃止となる事態があり得ると考えられました。そこで、公開買付者は、本公開買付けの公開買付代理人である三田証券に、本公開買付け後の対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションを2024年3月28日に依頼し、同年4月1日に三田証券から当該シミュレーションに係る分析結果の報告を受けました(注1)。この点、公開買付者としても当該結果と同様の状況になり得る可能性はあると考えており、その場合においては、対象者の上場が維持されるよう、対象者及び応募予定株主と協議の上、かかる状態が回避される旨の対応策について検討する予定です。なお、公開買付者ら、対象者及び応募予定株主は、本公開買付け後の対象者の株主構成を速やかに検証し、その結果、対象者株式の流通株式の計算から除外される所有割合が合わせて75%を上回る状態が生じていると判断した場合は、本公開買付けの決済後、当該対応策についての検討を速やかに開始いたします。

(注1) 三田証券による対象者株式の流通株式比率に係るシミュレーションによれば、本公開買付けにおける買付予定数の上限である所有割合にして56.00%を買付上限とした場合において、本新株予約権に係る潜在株式(826,800株)を計算に含まないと仮定すると、2023年11月末を基準とした応募予定株主及びその他固定株主(東京証券取引所の定義に則り算出)を除く少数株主の応募割合(注2)が概ね25%までのときには、本公開買付け成立後の対象者の流通株式比率は25%以上を維持できることが見込まれるものと考えられる。なお、仮に本公開買付けの結果、流通株式基準に係る上場維持基準を満たさなかった場合においても、2024年2月26日付上場維持基準適合リリースに記載の通り、対象者においてはEVO FUND割当新株予約権の行使を促進させることを検討しており、EVO FUND割当新株予約権は、その設計上、行使価額が行使請求を行う取引の都度、下方に修正される条件となっているところ、第10回新株予約権5,000個(新株予約権の目的となる株式数は500,000株)については、発行日(2023年10月3日)から約2ヶ月間という短期間で全て行使が完了していることから、EVO FUND割当新株予約権も短期間で行使が促進され流通株式数が増えることが想定される(なお、仮にEVO FUND割当新株予約権の行使及びかかる行使により取得した対象者株式の売却(上述の通り、公開買付者は、対象者が2023年9月15日に公表した2023年9月15日付第三者割当による新株式等発行リリースを拝見し、EVO FUNDにおけるEVO FUND割当新株予約権の保有目的は投資目的で、原則としてEVO FUNDは、EVO FUND割当新株予約権の行使により取得した対象者株式を長期間保有する意思を有しておらず、基本的には市場内又は市場外で売却する方針である旨を確認しており、三田証券でも当該内容について同様に確認している。)により増加する株式数800,000株が全て流通株式と仮定した場合、上記の少数株主の応募割合(注2)が概ね75%までのときには、本公開買付け成立後の対象者の流通株式比率は25%以上を維持できることが見込まれる計算となる。)。更に、本資本業務提携契約内において、公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、対象者の上場が維持されるよう各々が努力する旨の合意をしていることから、本書提出日時点では具体的な決定は存在しないものの、流通株式数を増加させるべく対象者が応募予定株主或いは公開買付者らに対して所有株式の市場での売却を促すことや、これに対して応募予定株主及び公開買付者らも当該方針について検討することが想定される。以上の内容を総合的に鑑み、本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である25.00%以上に適合していない状態となったとしても、当該状態が長期間継続する可能性は極めて高いとはいえない。

公開買付者らとしては、そのような事態を避けるため、(i)に関しては、上場維持基準の閾値まで流通株式時価総額が回復するよう、本資本業務提携に基づき対象者に上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」にて詳述したフランチャイズ加盟店の開発代行やNOVA社グループ及び対象者間での人的、機能的資源の相互利用等の経営支援を行うことにより、対象者の売上高の拡大並びに費用の削減を図ることで企業価値ひいては対象者の株価を向上させることを企図しており、(ii)に関しては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者に対しては本新株予約権の取得及び消却を行うことは求めず、本公開買付け後において流通株式数が増加することを期待しておりますが、今後(i)に関して上場維持が困難となる事態が継続する場合や、(ii)に関して上場維持が困難となる事態が生じた場合には、対象者及び応募予定株主と協議をし、必要に応じて、東京証券取引所が定める期間において株式市場における対象者の株価を考慮しつつ、対象者の流通株式を増やす何らかの対策を講じる予定ですが、現時点で決定している事項はありません。但し、本資本業務提携契約内において、公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、対象者の上場が維持されるよう各々が努力する旨の合意しております。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本資本業務提携契約

公開買付者らは、対象者及び応募予定株主との間で2024年4月15日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(i) 目的

応募予定株主、公開買付者、対象者、及びNOVA社(以下「全当事者」という。)は、経済環境が目まぐるしく変わる今日の状況に鑑み、相互の発展のために、資本における結びつきを強めると共に、業務においても協力関係を構築する。

(ii) 本公開買付けに関する事項

(1) 公開買付者は、応募予定株主と公開買付者間の本応募契約に従い、本資本業務提携契約に規定される内容に従って本公開買付けの手続を実施する。

- (2) 応募予定株主は、本応募契約に基づき、応募予定株主が保有する対象者株式3,843,500株の内、3,690,200株について本公開買付けに応募する。
- (3) 対象者は、本資本業務提携契約締結日から本公開買付けに係る公開買付け期間の末日の前日までに、対象者に対し、公開買付け以外の第三者による公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始され、かつ、対抗公開買付けが本公開買付けの買付価格を上回る場合において、①対象者が公開買付け者に対して本公開買付けの買付価格の変更を書面又は電子メールにより申し入れたにもかかわらず、公開買付け者が当該申入れから10営業日が経過した日又は公開買付け期間の末日のいずれか早い日までに対抗公開買付けに対する合理的な対案を提示せず、かつ②対象者が対抗公開買付けに対して賛同意見を表明しないことが対象者役員の対象者に対する善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、対抗公開買付けに対して賛同意見を表明することができ、本公開買付けに対する意見を変更することができる。

(iii)対象者の役員構成等

- (1) 応募予定株主及び対象者は、本公開買付けの実施後(本公開買付けが成立し、その決済が完了した後をいう。以下同じ。)、臨時株主総会を開催し、当該株主総会において、対象者の新任取締役として、稲吉氏を代表取締役会長に、また、公開買付け者より推薦する者1名を取締役に選任することができるよう必要な措置を講ずる。
- (2) 対象者は、前項に定める他は対象者のその他役員構成は本公開買付けの実施後においても、当面の間、本資本業務提携契約締結日時点の役員と同数の役員候補者を指名することができる。公開買付け者は、対象者の株主総会において、当該役員候補者を役員として選任する議案に対し、賛成の議決権を行使する。
- (3) 稲吉氏及び公開買付け者の推薦により選任される取締役の役員報酬は無報酬とする。
- (4) 全当事者は、対象者が公開買付けの上場子会社となることにより、少数株主の利益の確保の観点から必要となるガバナンス体制が適切に構築されるよう、相互に協力すると共に、法令等及び当該時点における上場子会社の少数株主の利益保護の観点から一般的に行われている実務において求められる対応(公開買付け者からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上選任すること、及び公開買付け者と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置を含むが、これらに限られない。)について協議し、これを行うものとする。
- (5) 応募予定株主は、本公開買付けの実施後少なくとも2年間は対象者の代表取締役社長として業務を執行する。ただし、公開買付け者の同意があれば、応募予定株主の意向で退任できるものとする。
- (6) 応募予定株主は公開買付け者の取締役に就任することに同意する。ただし、応募予定株主に係る公開買付け者取締役の役員報酬は無報酬とする。
- (7) 応募予定株主は、対象者の株主、取締役、監査役又は従業員としての地位にある間、対象者の事業と競合する事業を直接又は間接に行ってはならず、対象者の事業と競合する事業を支援(株式を保有し、役員又は従業員となり、若しくはアドバイザーに就任することを含み、有償・無償を問わない。)してはならず、また、対象者の役員及び従業員に対し、直接又は間接に引き抜き、転職勧奨及び退職勧奨並びにそれらの事前準備のための接触をしてはならない。

(iv) 事前協議事項

対象者及び応募予定株主は、本資本業務提携契約に定める事項(注1)の取引又は行為を行う場合は、NOVA社及び公開買付者との間で事前に協議を行うものとする。ただし、対象者及び応募予定株主は、当該協議において、対象者の役員の善管注意義務に違反せず、かつ、少数株主を含む対象者の株主共同の利益に反しない限り、公開買付者らの意向を最大限尊重しなければならない。

(注1) (1) 定款変更、(2) 事業計画又は年次予算の策定、承認又は変更、(3) 対象者の株式等の発行等、(4) 対象者の株式等の取得、(5) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、第三者との業務提携・資本提携その他これらと同一又は類似の効果を及ぼす取引、(6) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け、賃貸、経営の委任その他これらに準ずる行為、(7) 支店又は子会社の設立及び廃止、(8) 既存事業の全部若しくは重要な一部の中止又は終了、(9) 1件(複数の機会の複合体としての設備など、複数の資産その他の対象が1つの取引等の対象を構成する場合はその合計。以下同じ。)当たり2,000万円以上を超える資産の取得(リースを含む。)及び業務用ソフトウェアの開発、(10) 出資その他の投融资、(11) 1件当たり3,000万円を超える借入れ、担保権の設定その他の債務負担行為、(12) 1件当たり500万円を超える委託研究又は共同研究に関する事項、(13) 1件当たり100万円を超える市場調査、賛助又は寄附(14) 1件当たり2,000万円を超える広告宣伝に関する事項、(15) 重要な労働協約の締結又は変更若しくは就業規則についての重要な変更、(16) 重要な社内規程、社内規則、基準等の制定及び改廃、(17) 管理職以上の人事、(18) 新規従業員の採用計画、(19) 第三者のためにする債務保証、債務引受け若しくは当該第三者の債務の弁済、又は、第三者の債務を被担保債権とする第三者のためにする担保提供、(20) 対象者の役員及び従業員の給与等の支給に関する方針の決定及び変更、(21) 対象者の株主、役員、アドバイザー、コンサルタント、顧問、又は、個人若しくは個人経営の嘱託先若しくは業務委託先との1件当たり100万円を超える取引及び金銭の支払い(ただし、前号に定める給与等の支給に関する方針に基づく対象者の役職員への給与及び賞与の支払は除く)、(22) 対象者の役職員の親族その他対象者の関連当事者等との1件当たり100万円を超える取引及び金銭の支払い、(23) 会計方針又は税務方針の変更、(24) 解散又は倒産手続等の申立、(25) 重要な契約の締結、変更及び解除、解約、(26) 前各号を行うこと又は行うことをにつき検討することを内容とする契約の締結、(27) その他業務執行上重要な事項

(v) 資本業務提携に関する事項

- (1) 対象者及び公開買付者は、本公開買付けの実施後、本資本業務提携契約の有効期間中、公開買付者が対象者に対して、必要に応じた資本及び、財務支援を実施する。
- (2) 対象者及びNOVA社は、本公開買付けの実施後、本資本業務提携契約の有効期間中、対象者とNOVA社グループとの間において以下の提携を進める。

① フランチャイズ加盟店の開発代行

NOVA社グループは、対象者のフランチャイズ加盟店の開発をサポートする。また、自社グループ業態に加盟する個人・企業に対し、対象者のFCビジネスを加盟斡旋する。

② NOVA社と対象者との間の人的、機能的資源の相互利用

デザイン、建築、マーケティングをグループ価格での相互利用を進める。

③ 共同店舗出店の検討

247ジム×NOVAなどの併設店舗の出店を検討する。

④ NOVA社グループのスポーツ事業の人材の有効活用

NOVA社グループからパーソナルトレーナーとしての人材を派遣し、人材採用の効率化やコスト削減を図る。

(3) 対象者の経営方針

公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、本公開買付けの決済完了後の対象者の経営方針について以下のとおり合意する。

① 従業員の処遇

対象者の本公開買付けの実施完了時点の待遇を維持し、向上に努める。

② 上場維持

対象者の東京証券取引所グロース市場への上場が維持されるよう努力する。

③ 社名

対象者の商号は変更しない。

④ 事業業域

対象者の現状のビジネスを絶対的なベース事業として継続・拡大する。

⑤ 経営の独立性

公開買付者らは、対象者の経営理念及び経営方針並びに上場会社としての経営の自主性・独立性を維持し、少数株主を含む対象者の株主共同の利益に配慮する。

(4) 対象者株式の取扱い

公開買付者らは、自ら又はそのグループ会社を対象者株式の追加取得又は売却を行う場合には、当該追加取得又は売却の概要(追加取得又は売却の相手方、追加取得又は売却する株式の数、追加取得又は売却する時期及び方法を含むが、これらに限られない。)を対象者に事前に通知し、対象者の承諾(但し、対象者はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない。)を得るものとする。

(vi) その他

上記以外に、本資本業務提携契約において、対象者から公開買付者らへの情報提供、表明保証(注2)、効力発生要件、秘密保持義務、補償(注3)、その他の一般条項について合意をしております。

(注2) 応募予定株主及び対象者は、公開買付者らに対し、本資本業務提携契約締結日及び本公開買付けの決済開始日の前日時点において、権利能力等、授権、本資本業務提携契約の有効性及び執行可能性、違反の不存在、手続の履践、倒産手続の不存在、対象者の株式等、契約等、計算書類等、資産、知的財産権、役員、許認可等、法令遵守、訴訟等、公租公課、情報開示の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。公開買付者らは、応募予定株主及び対象者に対し、本資本業務提携契約締結日及び本公開買付けの決済開始日前日時点において、権利能力等、授権、本資本業務提携契約の有効性及び執行可能性、違反の不存在、手続の履践、倒産手続の不存在、情報開示の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(注3) 補償義務に係る補償額の合計額は387,471,000円を上限とし、387,471,000円を超える分については全て免責されるものとする。

② 本応募契約

公開買付者は、2024年4月15日に、応募予定株主(所有株式数：3,843,500株、所有割合：58.33%)との間で本応募契約を締結し、所有する対象者株式のうち、3,690,200株(所有割合：56.00%)を本公開買付けに応募することを合意しています。

本応募契約において、応募予定株主が本公開買付けに応募する前提条件として、(i)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されていないこと(ii)公開買付者の表明及び保証(注1)が重要な点において全て真実かつ正確であること(iii)本応募契約に基づいて本公開買付けの開始までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務(注2)の履行及び遵守をしていること(iv)本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在しないこと、及び、第三者からこれらを求める司法・行政機関等への申立てがなされていないことが規定されております。

(注1) 公開買付者は応募予定株主に対して、本応募契約締結日及び本決済開始日時点において、(i)適法かつ有効な設立・存続、(ii)本応募契約の締結に係る権利能力及び行為能力並びに社内手続の履践、(iii)本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、(v)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のための許認可等の取得、(vi)本公開買付けの決済の開始日において本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いを行うために必要な資金を有すること、(vii)倒産手続等の不存在、並びに(viii)反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、表明及び保証違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

本応募契約においては、公開買付期間の末日の前日までに、対象者に対し、対抗公開買付けが開始され、かつ、対抗公開買付けが本公開買付けの買付価格を上回る場合において、①応募予定株主が公開買付者に対して本公開買付けの買付価格の変更を書面又は電子メールにより申入れしたにもかかわらず、公開買付者が当該申入れから10営業日が経過した日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに対抗公開買付けに対する合理的な対案を提示せず、かつ②応募予定株主が応募をすること又は既に行った応募を撤回しないことが応募予定株主の対象者に対する善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けに応募する義務を負わず、既に本公開買付けに応募していたときは、何らの義務、負担又は条件を課されることなく、応募を撤回することができる旨、規定されています。

さらに、本応募契約においては、公開買付者による本公開買付けの開始の前提条件として、応募予定株主が本公開買付けに応募する前提条件が満たされることを条件とする旨が規定されております。また、応募予定株主は公開買付者に対して、本応募契約締結日及び本決済開始日時点において、(i)本応募契約の締結に係る権利能力及び行為能力並びに手続の履践、(ii)本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iii)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、(iv)倒産手続等の不存在、並びに(v)反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っており、表明及び保証違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っており、また、応募予定株主は、第三者から本公開買付けと実質的に矛盾、抵触、又は競合する取引に係る提案を受けた場合、速やかに公開買付者に対し、その旨を通知する義務を負っております。

加えて、本応募契約において、応募予定株主は、(a)公開買付期間の満了日までの間、本応募契約に基づいて認められる場合を除き、対象者株式について、譲渡、担保設定その他の処分を行わないものとし、また、対象者株式又はそれに係る権利の取得を行わないものとし、(b)本公開買付けと実質的に矛盾、抵触又は競合する取引について、公開買付者以外の第三者(対抗提案を行う者又は対抗提案を検討する者を除きます。)との間で、行わないものとされています。

③ 本基本合意書

公開買付者らは、2024年2月26日に、対象者、応募予定株主との間で、公開買付者らが応募予定株主に対して提出した1月30日付意向表明書に記載の内容に関して、本基本合意書を締結しております。本基本合意書の概要は以下のとおりです。

- (1) 公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、1月30日付意向表明書に記載の内容を早期に実施する意向があることを相互に確認する。
- (2) 公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、本基本合意書の別紙「資本業務提携契約書(案)」の規定の趣旨(注1)に沿って、全当事者間で最終的かつ法的拘束力のある資本業務提携契約の締結に向け、誠実に協議を行うものとする。
(注1) 公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、経済環境が目まぐるしく変わる今日の状況に鑑み、相互の発展のために、資本における結びつきを強めると共に、業務においても協力関係を構築することを趣旨としております。
- (3) 公開買付者ら、対象者、及び応募予定株主は、本基本合意書の目的を達成するため、諸手続きが円滑に進行するよう、最大限配慮し、相互に協力するものとする。

なお、本応募契約、本資本業務提携契約及び本基本合意書以外に、公開買付者らと応募予定株主との間で、本公開買付けに関する契約又は合意は存在しません。また、本公開買付価格の支払いを除き、本取引に際して、公開買付者ら及び対象者から応募予定株主に対し付与される利益はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年4月16日(火曜日)から2024年5月16日(木曜日)まで(20営業日)
公告日	2024年4月16日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2024年5月30日(木曜日)まで(30営業日)となります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 NOVAホールディングス株式会社
 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目6番17号 名古屋ビルディング12階
 052-589-2130
 管理本部総務部長 石井 也寸真
 確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金350円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者らは、本公開買付けの目的は、応募予定株主から応募予定株式を取得し連結子会社とすることであるため、本公開買付価格については、公開買付者と応募予定株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。</p> <p>なお、公開買付者らは、応募合意株主との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取、株式価値算定書及びフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。</p> <p>本公開買付価格(350円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年4月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値364円に対して3.85%(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウント率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間(2024年3月13日から2024年4月12日まで)の終値単純平均値355円(1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して1.41%のディスカウントをそれぞれ行った価格であり、過去3ヶ月間(2024年1月15日から2024年4月12日まで)の終値単純平均値297円に対して17.85%、過去6ヶ月間(2023年10月13日から2024年4月12日まで)の終値単純平均値271円に対して29.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である2024年4月15日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値339円に対して3.24%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者らは、2024年1月22日以降、本公開買付価格の検討を開始しました。まずは対象者の財務情報の資料を確認しましたが、対象者においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているところ、EBITDA(経常利益+減価償却費+のれんの償却額+金融費用)がマイナスな状況(2023年11月期においては、EBITDAは約377百万円のマイナスです。)であることや純資産額が小さい(2023年11月30日時点では約130百万円です。)状況であり、今後債務超過に陥る可能性もあると考えていたことから、財務情報のみに基づいた場合、対象者株式に価値を見出すことは難しいと考えました。他方で、公開買付者らは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、対象会社の株価を基に検討したところ、応募予定株主に提示する本公開買付価格を決定した時点(2024年1月26日)を基準として直近1年間の株価推移を参考にした上で、1株につき350円程度であれば、同時点の時価(同年1月26日の対象者株式の終値は239円です。)からは100円超のプレミアムが付された価格であるため、応募予定株主から合意を得られるのではないかと考え、同年1月26日に本公開買付価格を1株につき350円として提案することを決定いたしました。なお、当該提案価格(350円)は、1月30日付意向表明書を提出した日(2024年1月30日)の前営業日である2024年1月29日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値243円に対して44.03%(小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)同日までの過去1ヶ月間(2024年1月4日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値240円(1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して45.83%、過去3ヶ月間(2023年10月30日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値240円に対して45.83%、過去6ヶ月間(2023年7月31日から2024年1月29日まで)の終値単純平均値289円に対して21.11%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。</p> <p>公開買付者らは、2024年1月30日付で、本公開買付価格は、1株につき350円とすることを含む1月30日付意向表明書を応募予定株主に提出いたしました。公開買付者らは、同年1月31日に、応募予定株主より、口頭にて、本公開買付価格については、同日時点の株価を踏まえた場合、同日時点では1株につき350円という価格水準で異存は無い旨の回答を得ました。その後、対象者からも1株につき350円という価格水準については特段異論は示されなかったため、同日以降、公開買付者らは、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。</p> <p>公開買付者らは、その後、同年3月14日付で、買付予定数、並びに買付予定数の上限及び下限について、何れも3,690,200株とする方針である旨を応募予定株主に提示し、同日付で当該方針を対象者にも報告いたしました。これに対し、応募予定株主からは、同年4月1日に、買付予定数及び買付予定数の上限について異存は無く、提示を受けた本公開買付価格(1株につき350円)についても、引続き同日時点の対象者株式の株価水準を踏まえた場合、異存は無い旨の回答を得ました。その後も、応募予定株主からは、1株につき350円という価格水準については特段異論は示されなかったため、同日以降、公開買付者らは、本公開買付価格について、応募予定株主との間で協議及び交渉は行っておりません。</p> <p>そして、公開買付者らは、応募予定株主との間で2024年4月1日以降、本公開買付価格、買付予定数の上限・下限以外の本応募契約に関する各種条件の交渉を行ってまいりました。</p> <p>他方で、公開買付者らは、本応募契約に関する交渉と並行して、基本合意書を締結した同年2月26日以降、応募予定株主及び対象者との間で本資本業務提携契約の内容に関する交渉も行ってまいりました。そのような中で、公開買付者らは、2024年4月9日に、対象者から同年4月15日付で対象者の2024年11月期の業績予想について下方修正する予定である旨の連絡を受け、当該修正内容を確認しましたが、公開買付者らは可及的速やかに本公開買付けによる目的を達成したいと考えていたところ、本公開買付価格は同時点で応募予定株主から内諾を頂けている価格水準であり、今後価格交渉で時間を要する事態は避けたいと考えたため、当該業績予想の下方修正について、本公開買付価格への影響は勘案せず、同年4月10日に本公開買付価格は引続き350円で維持する方針といたしました。</p> <p>そして、公開買付者らは、2024年4月15日、応募予定株主から、本公開買付価格を350円とし、買付予定数の上限・下限について買付予定数と同数の3,690,200株(所有割合:56.00%)とすることについて、最終的に応諾する旨の連絡を受けました。</p> <p>かかる協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年4月15日付の株主総会決議において本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p>
--------------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,690,200(株)	3,690,200(株)	3,690,200(株)
合計	3,690,200(株)	3,690,200(株)	3,690,200(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,690,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,690,200株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,902
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月16日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月16日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年2月29日現在)(個)(j)	53,713
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	56.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	56.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,690,200株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年2月29日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2024年2月29日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です(なお、対象者四半期報告書によれば、当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしているとのことで、当該数値を前提として同時点の議決権の数が記載されております。)。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数(65,894個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。
- ④ 公開買付代理人である三田証券に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(<https://mitasec.com>)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客様ダイヤル(電話番号:03-3666-0715)までご連絡ください。)。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード 等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳 等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本又はその抄本(原本) ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・ その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードの表面のコピー ・ 又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- ※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。
- ※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限り、
- ※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。
- ※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

- (注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付に係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,291,570,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	2,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	1,303,570,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,690,200株)に本公開買付価格(350円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
[普通] 預金	1,361,405
計(a)	1,361,405

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
教育事業・留学事業・ 保育事業他	NOVA社 (NOVAホールディングス株式会社)	株式取得に係る費用 弁済期：2024年9月12日 金利：年2.5% 担保：なし 借入日：2024年3月12日	1,300,000
計			1,300,000

(注) 上記「② 届出日前の借入金」の「ロ金融機関以外」に記載の借入金につきましては、「① 届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載の普通預金の原資となっております。

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,361,405千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(2) 【決済の開始日】

2024年5月23日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,690,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,690,200株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

2015年5月：商号をいなよしキャピタルパートナーズ株式会社、資本金の額を9,000,000円とする株式会社として設立。

2023年6月：本店所在地を東京都品川区東品川二丁目3-12シーフォートスクエアセンタービルディング9階に移転。

② 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 有価証券の所有、管理及び売買に関する事業
- (2) 動産の所有、管理及び売買に関する事業
- (3) 不動産の所有、管理、賃貸及び売買に関する事業
- (4) 貸金業、金銭の貸付け、融資に関する事業
- (5) 学習塾の経営
- (6) 前各号に付帯または関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、有価証券の管理、売買、並びに不動産の管理、賃貸、売買、学習塾の経営などを主な事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年4月16日

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
9,000,000	180

④ 【大株主】

2024年4月16日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
稲吉正樹	愛知県蒲郡市豊岡町	180	100.00
計	—	180	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年4月16日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)	
代表取締役	—	稲吉正樹	1969年 7月3日	2010年11月	NOVAホールディングス株式会社代表取締役(現任)	180
				2011年10月	セントラルデザイン株式会社代表取締役(現任)	
				2012年9月	自分未来きょういく株式会社代表取締役(現任)	
				2013年12月	株式会社NOVA代表取締役(現任)	
				2015年5月	いなよしキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役(現任)	
				2016年5月	インターネットデザイン株式会社代表取締役(現任)	
				2016年5月	株式会社NOVAキンダー代表取締役(現任)	
				2017年5月	自分未来ホールディングス株式会社代表取締役(現任)	
				2017年5月	セントラルホールディングス株式会社代表取締役(現任)	
				2017年9月	サンシャインビル株式会社代表取締役(現任)	
				2017年10月	株式会社マリリッサ代表取締役(現任)	
				2018年1月	株式会社NOVAランゲージカンパニー代表取締役(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA東日本代表取締役(現任)	
				2018年5月	株式会社NOVA西日本代表取締役(現任)	
				2018年8月	株式会社PROME取締役(現任)	
				2019年2月	株式会社GLR取締役(現任)	
				2019年4月	株式会社南の島のレストラン代表取締役(現任)	
				2019年9月	株式会社広島ドラゴンフライズ代表取締役(現任)	
2021年7月	株式会社ラストリゾート代表取締役(現任)					
2022年7月	株式会社GABA代表取締役(現任)					
2022年10月	一般社団法人ドルトムント・サッカーアカデミー理事(現任)					
2023年6月	株式会社フリップアップ代表取締役(現任)					
計					180	

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

2023年4月30日現在
(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	119,573,648	流動負債	13,394,131
現金	110,092	未払金	4,795,435
普通預金	42,750,101	前受金	7,810,900
TT証券口座	349,326	預り金	717,796
有価証券(上場)	10,983,739	未払法人税等	70,000
未収入金	677,176	固定負債	931,019,425
前払費用	44,200	社債/みずほ銀行	275,000,000
未収還付法人税等	49,749,090	代表者長期借入金	381,843,425
未収消費税等	14,909,924	長期借入金/広島銀行	192,944,000
固定資産	2,776,705,942	預り保証金	33,600,000
有形固定資産	689,533,188	預り建設協力金	47,632,000
建物	327,386,331	負債合計	944,413,556
建物付属設備	388,991,076	純資産の部	
構築物	43,637,353	株主資本	1,951,866,034
機械装置	2,756,117	資本金	9,000,000
車両運搬具	21,591,209	利益剰余金	1,942,866,034
工具器具備品	3,309,233	その他利益剰余金	1,942,866,034
土地	105,576,909	繰越利益剰余金	1,942,866,034
減価償却累計額	△ 203,715,040	純資産合計	1,951,866,034
【無形固定資産】	1,550,266		
施設利用権	1,550,266		
【投資その他資産】	2,085,622,488		
預託保証金	23,410		
権利金	14,186,364		
投資有価証券(非上場)	2,065,216,624		
長期貸付金	5,000,000		
長期前払費用	1,196,090		
資産合計	2,896,279,590	負債・純資産合計	2,896,279,590

② 【損益計算書】

自2022年5月1日
至2023年4月30日
(単位:円)

勘定科目	金額	
売上高		342,183,285
売上総利益		342,183,285
販売費及び一般管理費		
役員報酬	18,200,000	
賞与	2,100,000	
法定福利費	1,778,678	
福利厚生費	15,274	
旅費交通費	3,829,618	
通信費	56,187	
交際接待費	16,661,967	
会議費	234,588	
燃料費	14,307	
水道光熱費	40,589	
消耗品費	157,818	
租税公課	14,750,480	
支払手数料	2,440,418	
諸会費	258,167	
支払報酬	762,687	
保険料	254,070	
修繕維持費	81,700	
一括消耗品費	408,728	
減価償却費	51,379,737	113,425,013
営業利益		228,758,272
営業外収益		
受取利息	22,647	
雑収入	31,903	54,550
営業外費用		
支払利息	9,657,371	
雑損失	16	9,657,387
經常利益		219,100,885
税引前当期純利益		219,155,435
法人税等		111,066
当期純利益		219,044,369

③ 【株主資本等変動計算書】

自2022年5月1日
至2023年4月30日
(単位:円)

勘定科目		金額
株主資本		
資本金		
資本金	当期首残高及び当期末残高	9,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,723,821,665
	当期変動額 当期純利益	219,044,369
	当期末残高	1,942,866,034
利益剰余金合計	当期首残高	1,723,821,665
	当期変動額	219,044,369
	当期末残高	1,942,866,034
株主資本合計	当期首残高	1,732,821,665
	当期変動額	219,044,369
	当期末残高	1,951,866,034
純資産合計	当期首残高	1,732,821,665
	当期変動額	219,044,369
	当期末残高	1,951,866,034

④ 【個別注記】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	28,467,131円
建物附属設備	149,401,237円
構築物	6,406,935円
機械装置	2,029,405円
車両運搬具	15,184,212円
工具器具品	2,226,120円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数(発行済普通株式)	180株
当期増加株式数(発行済普通株式)	
当期減少株式数(発行済普通株式)	
当期末株式数(発行済普通株式)	180株
前期末株式数(発行済優先株式)	0株
当期増加株式数(発行済優先株式)	
当期減少株式数(発行済優先株式)	
当期末株式数(発行済優先株式)	0株

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2024年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年4月15日付で、応募予定株主との間で本応募契約を締結し、本応募契約に基づき、その所有する対象者株式(3,843,500株、所有割合：58.33%)のうち、3,690,200株(所有割合：56.00%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。応募予定株主は、本公開買付けに応募することに合意しています。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年4月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

公開買付者らは、対象者及び応募予定株主との間で、2024年4月15日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、応募予定株主との間で、2024年4月15日付で、本応募契約を締結いたしました。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所グロース市場						
	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月	2024年 4月
月別							
最高株価(円)	383	384	375	270	306	425	377
最低株価(円)	238	216	224	230	235	288	326

(注) 2024年4月については、同月15日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 2021年12月1日 至 2022年11月30日)

2023年2月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第16期(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

2024年2月26日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第1四半期(自 2023年12月1日 至 2024年2月29日)

2024年4月15日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社トゥエンティフォーセブン

(東京都港区愛宕二丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

「通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年4月15日付で「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、対象者の公表内容をご参照ください。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月
売上高 (千円)	7,697,542	5,700,414	5,457,172	4,236,656	3,212,860
経常利益または経常損失 (△) (千円)	971,353	△984,993	△42,978	△532,687	△379,395
当期純利益または当期純損失 (△) (千円)	583,772	△1,500,260	△136,707	△1,690,665	△480,593
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	791,600	791,600	792,387	793,262	931,384
発行済株式総数 (株)	4,500,000	4,500,000	4,523,600	4,552,000	5,372,800
純資産額 (千円)	3,667,579	2,167,318	2,032,052	333,793	129,611
総資産額 (千円)	5,549,395	3,834,776	3,644,683	1,633,962	1,153,184
1株当たり純資産額 (円)	815.02	481.63	449.22	73.29	24.06
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)	145.45	△333.39	△30.25	△371.64	△102.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	141.57	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	66.1	56.5	55.8	20.4	11.2
自己資本利益率 (%)	22.5	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	32.2	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	438,299	△1,318,234	342,281	△715,314	△558,912
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△615,584	△305,685	△144,090	△94,126	△75,344
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,552,415	—	1,441	1,922	264,571
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,332,836	1,708,916	1,908,548	1,101,031	731,346
従業員数 (名) 〔外、平均臨時雇用者数〕	379 (271)	321 (157)	271 (157)	229 (113)	174 (76)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース市場250指数)	— (—)	18.6 (121.8)	21.6 (105.9)	8.2 (78.5)	6.9 (70.9)
最高株価 (円)	5,410	6,090	1,337	1,048	600
最低株価 (円)	3,735	610	704	377	216

- (注) 1. 対象者は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、対象者は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、対象者は2019年11月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第13期、第14期、第15期および第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第13期、第14期、第15期および第16期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第13期、第14期、第15期および第16期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 第12期の株主総利回りおよび比較指標については、2019年11月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第13期以降の株主総利回りおよび比較指標は、2019年11月期末を基準として算定しております。
10. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。また、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。